

## 平成 23 年 天草市農業委員会第 1 回総会議事録

平成 23 年 1 月 25 日天草市農業委員会総会が天草市民センター展示ホールに招集された。

### 1、総会に出席した委員は、次のとおりである（36 名）

1 番	鬼塚 猛清	君	20 番	原田 康盛	君
2 番	滝下清三郎	君	21 番	山本 隆久	君
3 番	川崎眞志男	君	22 番	浦上 廣幸	君
4 番	坂上 眞守	君	23 番	平岡 秀樹	君
5 番	梅本 秀幸	君	24 番	山田 昭則	君
6 番	福本 富人	君	25 番	川峯 正美	君
7 番	佐々木碩哉	君	26 番	佐藤 駿二	君
8 番	稲田 秀敏	君	27 番	池田 裕之	君
9 番	鶴田 雄士	君	28 番	川原 昭雄	君
10 番	元島 正則	君	29 番	前田 達也	君
11 番	松岡 健吾	君	30 番		君
12 番	井上 哲晴	君	31 番	江良 邦勝	君
13 番	松本 明博	君	32 番	落合 正實	君
14 番	山本 友保	君	33 番	宮崎 義一	君
15 番	森岡 一正	君	34 番	椎場 次穂	君
16 番	大塚 宏	君	35 番	松原 高弘	君
17 番	松川 兼光	君	36 番	小堀田幸一	君
18 番	倉田 喜一	君	37 番	戸谷 泰典	君
19 番	川口 直	君	38 番	森本 文隆	君

### 2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（2 名）

25 番	川峯 正美	君	30 番	小松 信男	君
------	-------	---	------	-------	---

### 3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内 健二	主任	吉田 直哉
主 幹	中村 政一	主任	松村 康平
主 任	浦上 達也		

### 4、議事日程

開 会

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 3 議第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

- 日程第 4 議第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議第 4 号 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等について
- 日程第 6 議第 5 号 天草市牛深地域(牛深町及び久玉町の一部)平成 21 年度地籍調査事業に伴う農地の転用の取扱いについて
- 日程第 7 議第 6 号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請に係る資格審査について
- 閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

事務局(森内健二君) 皆さんこんにちは。参加予定の委員の皆さんがおそろいですので、ただ今から平成 23 年第 1 回総会を開会いたします。はじめに、鬼塚会長からご挨拶をお願いいたします。

会長(鬼塚猛清君) 本年はじめての顔合わせとなりますので、遅ればせですがあけましておめでとうございます。皆さん健やかに良いお年をお迎えのこととお喜び申し上げます。昨年、宮崎では口蹄疫で大変な被害がでました。宮崎では本年も鳥インフルエンザが拡大しつつあります。そういったことで畜産農家に大変な打撃を与えております。また、TPP の問題が 6 月の閣議でどうなるか決定するということで、全ての関税を撤廃するという事になれば、日本の農業全体に大打撃を与えるということで JA も反対の運動を行っています。私たち農業委員も反対の立場で署名活動に取り組んでいくことになっていますので、皆さんのご協力をお願いします。農産物価格の低迷、就労年齢の高齢化、それらに伴う耕作放棄地の増加等々、農業を取り巻く情勢は厳しいものがありますが、本年が皆様にとりましてより良い年となりますよう祈念しまして、簡単ですがご挨拶といたします。

事務局(森内健二君) 本日は、25 番川峯委員、30 番小松委員の 2 名の委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員の方がご出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により議長は会長が務めることになっていますので、以降の議事の進行は会長をお願いいたします。

---

議長 これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただきますことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、35 番松原高弘委員、36 番小堀田幸一委員を指名いたします。

---

議長 日程第 2、議第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より 1 番の申請案件について説明をお願いいたします。その後、農業委員より説明をお願いします。

なお、1 番の審議案件については、農業委員会法第 24 条に定める議事参与制限の規定により 番 委員には退席をお願いいたします。

農業委員会法第 24 条の規定により、 番 委員退場

事務局 1 番について説明します。 町の譲受人 さんは、 町の譲渡人 さんより 町の

田 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離はすべて 10 キロ以内で容易に通作でき、申請地は稲作される計画です。また農機具の保有状況、労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地は全て耕作されており、また今回取得する農地についても耕作を行うとのことで全部効率利用を行うと認められます。農作業常時従事要件以下の不許可要件には該当しておりません。

担当委員 番 です。譲渡人は夫婦で農業を営んでおられた訳ですが、高齢になり耕作を継続することができないということで、隣接の耕作者である譲受人の さんへ売買のお願いをされたようでございます。ご審議をよろしく申し上げます。

議長 ただ今説明がありました 1 番の件について、質疑はありませんか。

( 質疑なしの声あり )

議長 質疑がなければ、1 番の件につきましてご異議はございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ご異議がありませんので 1 番の件は原案のとおり可決いたしました。事務局は 番 委員を着席させてください。

( 番 委員着席 )

議長 続きまして、事務局より 2 番の申請案件について説明をお願いいたします。その後、農業委員より説明をお願いします。

事務局 2 番について説明します。町の譲受人 さんは、町の譲渡人 さんより 町の畑 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離はすべて 10 キロ以内で容易に通作でき、申請地は野菜を栽培される計画です。以下、不許可要件には該当しておりません。

担当委員 番 です。2 番の件についてご説明いたします。譲受人の さんは父親も健在で、一緒に農業をしておられます。事務局が説明しました条件を十分満たしております。よろしくご審議をお願いします。

議長 ただいま説明がありました 2 番の件について、質疑はありませんか。

( 質疑なしの声あり )

議長 質疑がなければ、2 番の件につきましてご異議はございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

---

議長 日程第3、議第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局、担当委員の順に説明をお願いいたします。

事務局 1番について説明します。町のさんは畜産施設を建設するため、町の畑 $m^2$ を転用したいというものです。既に畜産施設が建設されているため始末書が添付されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

担当委員 番 です。1番について説明いたします。申請人のさんは養豚の畜産専門農家です。場所は1ページ、写真は2ページを参考にさせていただきたいと思います。最初隣地の宅地に畜舎があったわけですが、自己所有地ということで小規模の畜舎を少しずつ増築して、現在は4棟が建っています。始末書が付いています。また、配置図をご覧ください。いただければお判りいただけたと思いますが、5条申請もっております。審議をよろしくお願いたします。

議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

---

議長 日程第4、議第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局、担当委員の順に説明をお願いいたします。

事務局 1番について説明します。町の譲受人さんは、植林して山林とするため、市の譲渡人さんより町の畑 $m^2$ を売買により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果、立地条件は、第2種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は植林費用は5,000円であり支払い可能とされます。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

担当委員 番 です。1番につきまして説明いたします。位置図等が3ページ、写真が4ページにあります。譲渡人のさんは市にいらっしゃいますが、一人暮らしで高齢になりましたが、将来天草に帰る見込みがないので隣地所有者である譲受人に土地を買ってくれないかということで合意が成立したそうです。現地は20年ほど耕作されておらず写真のように荒れていますが、一部を伐採され植林の準備を始めておられました。審議をよろし

くお願いします。

議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、2番につきまして説明をお願いします。

事務局 2番について説明します。町の譲受人さんは、家畜の管理舎及び農業用倉庫とするため、町のさんより町の畑 m<sup>2</sup>を売買により転用したいというものです。既に管理舎及び農業用倉庫が建設されているため、始末書が添付されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は農用地区域となっております。農用地区域内の農地の転用は原則不許可ですが、農用地区域内であっても営農上必要な施設で、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものである場合は、許可できることとなっています。指定された用途の中に農業用施設も含まれており、農振法の変更届は提出されています。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

担当委員 番 です。2番について説明します。位置図及び写真は5、6ページにあります。以前が構造改善事業で畜産団地を造ったところになります。申請者のお父さんが申請地で牛の肥育をされていたけれども、土地の名義がまだ変更されてなかったということで今回申請することになったそうです。牛舎が隣接地にあります。よろしくご審議をお願いします。

議長 ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、3番につきまして説明をお願いします。

事務局 3番について説明します。町のさんは畑への通路とするため、市のさんより町の畑 m<sup>2</sup>を売買で購入し転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

担当委員 番 です。3番について説明します。7ページと8ページにあります位置図及

び写真をご覧ください。申請地は県道拡幅工事の残地として畑の法面部分が残っておりまして、その土地を使って現在申請人が耕作されている 番への通路とするものです。よろしくご審議をお願いします。

議長 ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、4番につきまして説明をお願いします。

事務局 4番について説明します。町の譲受人 さんは畜産施設を建設するため、町の譲渡人 さんより 町の畑  $m^2$ を売買により転用したいというものです。既に畜産施設が建設されているため始末書が添付されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

担当委員 番 です。4番について説明します。先ほど4条申請であった案件の関連となります。9ページと10ページにあります位置図及び写真をご覧ください。申請地は図面左側の 番にある堆肥舎の部分です。始末書が添付されています。よろしくご審議をお願いします。

議長 ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、5番につきまして説明をお願いします。

事務局 5番について説明します。町の借受人 さんは畜産施設を建設するため、町の貸渡人 さんより 町の畑  $m^2$ を使用貸借により転用したいというものです。既に畜産施設が建設されているため始末書が添付されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は 番が農用区域で、 番と 番が第2種農地となっております。先ほどの2番の案件でもご説明いたしました。農用区域内の農地の転用は原則不許可ですが、農用区域内であっても営農上必要な施設で、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものである場合は、許可できることとなっております。指

定された用途の中に畜産施設も含まれており、農振法の変更届は提出されています。

以下記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

担当委員 番 です。5番について説明します。先ほど4条と5条の4番の申請案件の関連となります。9ページと10ページにあります位置図及び写真をご覧ください。申請地は図面左上の 番に畜舎の一部が入っており、分筆予定になっています。また、図面左下に 番があり、右上に 番があります。土地の所有者は借受人のお父さんになります。この案件で さんの畜産施設の関係が綺麗になることとなります。何分、少しずつの増築で境界もわからなくなり、測量をしてやっと割り出したということでした。始末書が添付されています。よろしくご審議をお願いします。

議長 ただ今説明がありました5番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

議長 それでは、日程第5、議第4号、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議第4号について説明します。市長より農用地利用集積計画の決定を求められています。1番の 町の さんほか利用権の新規設定の計画が16件、再設定の計画が28件で、総面積は153,528㎡となっております。

以上の計画は、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第4の1の のアに掲げる要件である、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること等各要件を満たしております。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、各担当委員より補足説明はありませんか。

(なしとの声あり)

議長 それでは1番から44番までの件について質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がありませんので、1番から44番までの件につきましては、原案のとおり可決しました。

---

議長 それでは、日程第 6、議第 5 号、天草市牛深地域（牛深町及び久玉町の一部）平成 21 年度地籍調査事業に伴う農地の転用の取扱いについてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 説明します。天草市牛深地域の平成 21 年度地籍調査事業に伴う農地から山林、原野、水路及び公衆用道路等については、別添一覧表のとおり同事業の成果をもって転用することを認める、というものです。

これにつきましては、平成 20 年 2 月 26 日開催の全員協議会の決定に基づき、『現況が山林、原野と認定されたものについては、農家の減少及び高齢化により農業の廃止や縮小が進み、耕作放棄地が増加し、その結果として長年のうち山林又は原野となったものと考えられる。転用申請審査については、件数として膨大であること、現地確認が容易でないこと、未相続物件が多数あることが予想されることなど多大な時間と手間が必要となってくるものが予想される。また現地は相当年数が経過しており、周囲も同様な状況となっており、合わせて、地目の変更に対しての所有者又は相続人の同意が調査結果として得られており、今後農地としての利用は無いものと考えられるため、原則、地籍調査の成果として転用を認める。

次に現況が公衆用道路、水路等の公共施設的な地目と認定されたものについては、農道や水路建設のため自らの農地を転用したものや、市道建設のため農地を市へ提供したものの未登記の土地が多数含まれると思料されるが、これらは本来農地法の許可が特例として不要となるものです。水路を含めその転用となった上記発生原因やそれ以外の農地の現在の利用形態の公共性を勘案し、また、地目の変更に対しての所有者又は相続人の同意が調査結果として得られていることを総合的に考慮したものであるため、原則地籍調査の成果として転用を認める。

なお現況が宅地、雑種地、墓地と認定されたものについては、農地法の規定による申請を求める。山林や原野のような自然発生的なものではないもの、及び道路、水路等で公共性が認められないものは、通常の事後の転用申請とすることが妥当と考える。但し、既に農地法の転用許可を受けているもの、又は昭和 27 年の農地法施行日以前に転用が確認できる非農地については、地籍調査の成果として地目変更を行うものとする。また、地籍調査登記事務までに転用許可を受けたものも同様とする。』以上が決定事項でございます。

別添の集計表をご覧ください。地籍調査前の田が 337 筆で 151,454 m<sup>2</sup>、畑が 1,831 筆で 612,532 m<sup>2</sup>、計の 2,168 筆 763,986 m<sup>2</sup>です。地籍調査の結果、田が学校用地、原野、公衆用道路、雑種地、山林、田、宅地、墓地、用悪水路の地目と認定されたもの、計の 293 筆、

畑が学校用地、原野、公園、公衆用道路、雑種地、山林、水道用地、宅地、畑、墓地、用悪水路の地目と認定されたもの、計の1,721筆、合計、田、畑で2,014筆で面積の合計が923,729.04㎡です。

調査前、調査結果表の右の表を見てください。左の内、総会議決により山林、原野等として転用するものとして田の調査結果から、学校用地6筆2,782㎡、原野9筆7,642㎡、公衆用道路78筆4,477.93㎡、雑種地2筆2,113㎡、この雑種地は市所有の駐車場等です。山林8筆5,730㎡、用悪水路6筆325㎡、計の109筆23,069.93㎡です。畑の調査結果から学校用地2筆816㎡、原野66筆31,559㎡、公園4筆5,262㎡、公衆用道路121筆15,094.44㎡、雑種地30筆7,804.84㎡、この雑種地は急傾斜擁壁等です。山林568筆428,513.43㎡、水道用地2筆117㎡、宅地4筆403.41㎡、墓地3筆990㎡、用悪水路9筆477.29㎡、計の809筆491,037.41㎡となり田、畑の合計918筆514,107.34㎡が地籍調査により総会議決で転用するものとなります。

続いて一番右の表を見てください。これは転用申請を必要とするもので、田の計が28筆8,980.70㎡、畑の計が130筆28,547.30㎡、合計の158筆37,528㎡です。転用申請を必要とする転用内訳として個人住宅、資材置場、駐車場等があります。

別添の写真ですが、今回の地籍現場です。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、牛深地区の農業委員さんから現地調査の状況や意見をお願いしたいと思います。

牛深地区代表委員 番 です。牛深地区担当委員を代表しまして、本件について説明いたします。先日1月20日に、牛深地区の農業委員5名、支所の地籍調査担当者及び事務局員4名と一緒に、今回提案してあります牛深町、久玉町の調査区域の現地調査を行いました。地籍調査により農地からその他の地目へ変更となっているものの概要については、只今、事務局より説明があったとおりであります。地籍調査の結果、山林や原野となっているものが、新面積で47ヘクタールほどありますが、現地はほとんどが山間部の傾斜地などにある耕作条件が非常に悪い所にあり、山との区別がつかないほど、木々が生い茂り、とても農地として再生できる状況ではない所が多く見受けられました。農業者の高齢化や後継者不足、耕作条件の悪さにより耕作放棄され、山林や原野となったものと考えております。

また、学校用地や道路、雑種地については公共施設又は公共的施設として利用されながら転用がなされなかったものと考えています。以上のとおり今回の現地確認により山林原野又は公共施設、公共的施設となっているものにつきましては、転用を認めることが妥当と考えますが、よろしくご審議をお願いします。

なお、宅地、雑種地などとなっているもので、転用許可申請が必要なものについては、地籍調査時に転用申請を行う必要があることを伝えてあるということでしたが、今後、私たちが所有者に対し指導を行っていきたいと思います。以上で報告を終わります。

議長 事務局と地元委員から説明等があったわけですが、他の委員さんからは質疑、意見等ございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がありませんので、本件につきましては、原案のとおり可決しました。

---

議長 それでは、日程第7、議第6号、農業委員会委員選挙人名簿登載申請に係る資格審査についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 説明いたします。本件につきましては、農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定により、1月31日までに申請書を調整し、選挙管理委員会に提出する必要があります。

農業委員の選挙人名簿への登載について、関係農業者より10,464人の申請がありました。現段階で、面積不足や従事日数不足等により減少した人数があり、申請に基づく選挙権を有する者の数は、10,129人となっており、昨年度より683人減少しています。

続きまして、資料1をご覧ください。資料1が詳細な資料になっており、昨年との比較資料ともなっています。まず、上のほうが本年分で下が昨年の1月末の状況です。また、1番左の列に地域別の表示をして、その右列が申請書の提出状況です。その中から面積不足や、年齢、従事日数、同居等の要件を満たさない者を差し引いて、選挙権あり(A)の列に申請に基づく有権者の数が合計で10,129人となっています。

また、登載申請書につきましては、本日までに本庁別館及び各支所において各担当の農業委員さん方に事前にチェックをしていただきました。それにより、本日までに1,288人を農業委員会等に関する法律施行令第3条第3項の規定により、農業委員会として職権により資格を認めています。

申請に基づく数10,129人に職権により認めた者1,288人を加え、本日までの集計では、合計11,417人となっています。

本日は、申請分と職権により認める者について、最終的審査をお願いするものです。この後、本日の最終チェックを行っていただきました数を増減しまして選挙管理委員会に提出いたします。選挙管理委員会に提出いたしますと、選管において、住所や年齢など必要

な要件について審査を行い、2月20日までに選挙人名簿の調整をし、2月23日から3月9日までの15日間市役所において縦覧を行い、その後3月31日に選挙人名簿が確定するということとなります。

それでは、申請書を提出しておりますので、最終確認審査をお願いしたいと思います。

議長 地域別に審査をしていただきますので、審査の問しばらく休憩いたします。

(名簿登載申請書及び職権により修正する者について審査を行う。)(25分間)

議長 それでは、休憩前に引き続き再会いたします。ただいま各地域ごとに審査をしていただきましたので、これに基づき事務局で整備調整し、選挙管理委員会に提出することで進めてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、そのように進めさせていただきます。

---

これで、本日提案されました案件の審議を全て終了いたしました。

これをもちまして、平成23年天草市農業委員会第1回総会を閉会いたします。

午後3時20分

閉会